

プール学院ミヅパ会 (短期大学・大学同窓会) 会則 (新)

(名 称)

第1条 この会は、一般社団法人 POOLE (プール学院同窓会) プール学院ミヅパ会 (短期大学・大学同窓会) という。(以下ミヅパ会という)。

(会員構成)

第2条 ミヅパ会の会員は、プール学院短期大学卒業生及びプール学院大学短期大学部卒業生・プール学院大学卒業生・プール学院大学大学院修了生、並びに同校に在籍していた者のうち、入会を希望する者を会員として組織する。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦をはかり、関係を密にしていくことを目的とする。

(客 員)

第4条 元短期大学・元大学の旧教職員は、客員とする。

(役 員)

第5条 本会は、下記の役員 をおく。

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名以内 (各支部代表1名も準ずる)
3. 書 記 2名以内
4. 会 計 2名以内
5. 監 査 1名
6. 委 員 複数名
7. 削除

(役員選出)

第6条 役員の選任は、下記の方法による。

1. 会長、副会長、書記、会計、監査、委員の選任は役員会において推薦し、総会において選出する。
2. 削除

(顧 問)

第7条 元学長は、本会の顧問とする。

(会長業務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(役員任期)

第9条 会長、副会長、書記、会計、監査、委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(事 業)

第10条 本会は、下記の事業を行う。

1. 総会は一年に1回とする。但し、必要のある時は臨時総会を開くことができる。
2. 名簿の作成・管理
3. 客員の慶弔
4. その他本会の目的を達成するために必要な行事または事業

(会 費)

第11条 本会員は、ミヅパ会終身会費として金2,000円を納入する。但し、事情により金額を変更することができる。
なお、納入後の会費はいかなる理由があっても返還しないものとする。

(会計年度)

第12条 会計年度は、10月1日から翌年の9月30日とする。

(寄 付)

第13条 その他から寄付を受けることができる。

(支 部)

第14条 10名以上同窓生がいる地域 (他県) では、支部を置くことができる。

(事務所)

第15条 本会は、事務所を一般社団法人 POOLE (プール学院同窓会)に置く。

附 則

この会則は、1970 (昭和45) 年 4月 1日より施行する。
 この会則は、1982 (昭和57) 年 4月 1日改正施行する。
 この会則は、1991 (平成 3) 年 4月 1日改正施行する。
 この会則は、1996 (平成 8) 年 4月 1日改正施行する。
 この会則は、2000 (平成12) 年 4月 1日改正施行する。
 この会則は、2001 (平成13) 年 4月 1日改正施行する。
 この会則は、2002 (平成14) 年 4月 1日改正施行する。
 この会則は、2003 (平成15) 年 4月 1日改正施行する。
 この会則は、2007 (平成19) 年10月 1日改正施行する。
 この会則は、2009 (平成21) 年10月 1日改正施行する。
 この会則は、2010 (平成22) 年10月 1日改正施行する。
 この会則は、2011 (平成23) 年10月 1日改正施行する。
 この会則は、2012 (平成24) 年10月 1日改正施行する。
 この会則は、2014 (平成26) 年10月 1日改正施行する。
 この会則は、2018 (平成30) 年 4月 1日より改正施行する。大学設置者変更による
 この会則は、2019 (令和 1) 年10月 1日改正施行する。
 この快速は、2021 (令和 3) 年 4月 1日より改正施行する。短大閉学による

プール学院ミヅパ会 (短期大学・大学同窓会) 会則 (旧)

- (名 称)
第1条 この会は、一般社団法人 POOLE (プール学院同窓会) プール学院ミヅパ会 (短期大学・大学同窓会) という。(以下ミヅパ会という)。
- (会員構成)
第2条 ミヅパ会の会員は、プール学院短期大学卒業生及びプール学院大学短期大学部卒業生・プール学院大学卒業生・プール学院大学大学院修了生、並びに同校に在籍していた者のうち、入会を希望する者を会員として組織する。
- (目 的)
第3条 本会は、会員相互の親睦をはかり、プール学院との関係を密にしていくことを目的とする。
- (客 員)
第4条 短期大学・元大学の現旧教職員は、客員とする。
- (役 員)
第5条 本会は、下記の役員、学年代表をおく。
1. 会 長 1名
2. 副会長 2名以内 (各支部代表1名も準ずる)
3. 書 記 2名以内
4. 会 計 2名以内
5. 監 査 1名
6. 委 員 複数名
7. 学年代表
- (役員選出)
第6条 役員の選任は、下記の方法による。
1. 会長、副会長、書記、会計、監査、委員の選任は役員会において推薦し、総会において選出する。
2. 学年代表、卒業時に各学科より選出し、総会において承認を受ける。
- (顧 問)
第7条 学長は、本会の顧問とする。
- (会長業務)
第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (役員任期)
第9条 会長、副会長、書記、会計、監査、委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- (事 業)
第10条 本会は、下記の事業を行う。
1. 総会是一年に1回とする。但し、必要のある時は臨時総会を開くことができる。
2. 名簿の作成・管理
3. 客員の慶弔
4. その他本会の目的を達成するに必要な行事または事業
- (会 費)
第11条 本会員は、ミヅパ会終身会費として卒業時に金2,000円を納入する。但し、事情により金額を変更することができる。
なお、納入後の会費はいかなる理由があっても返還しないものとする。
- (会計年度)
第12条 会計年度は、10月1日から翌年の9月30日とする。
- (寄 付)
第13条 その他から寄付を受けることができる。
- (支 部)
第14条 10名以上同窓生がいる地域 (他県) では、支部を置くことができる。
- (事務所)
第15条 本会は、事務所をプール学院短期大学に置く。

附 則

この会則は、	1970 (昭和45)	年	4月	1日より施行する。
この会則は、	1982 (昭和57)	年	4月	1日改正施行する。
この会則は、	1991 (平成 3)	年	4月	1日改正施行する。
この会則は、	1996 (平成 8)	年	4月	1日改正施行する。
この会則は、	2000 (平成12)	年	4月	1日改正施行する。
この会則は、	2001 (平成13)	年	4月	1日改正施行する。
この会則は、	2002 (平成14)	年	4月	1日改正施行する。
この会則は、	2003 (平成15)	年	4月	1日改正施行する。
この会則は、	2007 (平成19)	年	10月	1日改正施行する。
この会則は、	2009 (平成21)	年	10月	1日改正施行する。
この会則は、	2010 (平成22)	年	10月	1日改正施行する。
この会則は、	2011 (平成23)	年	10月	1日改正施行する。
この会則は、	2012 (平成24)	年	10月	1日改正施行する。
この会則は、	2014 (平成26)	年	10月	1日改正施行する。
この会則は、	2018 (平成30)	年	4月	1日改正施行する。 大学設置者変更による
この会則は、	2019 (令和 1)	年	10月	1日改正施行する。